



地方税の電子納付がスタートします



令和5年4月1日から、納付書により納税している人は、「eLTAX」や「地方税お支払いサイト」を利用して自宅などから手続きすることで、金融機関の窓口へ行かずに納税することができるようになりました。なお、対象税目は、軽自動車税、固定資産税、国保税、町県民税（普通徴収）です。

◆eLTAX（エルタックス）

eLTAXを利用する場合は、事前に利用の届出などが必要になります。詳しくはホームページを確認ください。

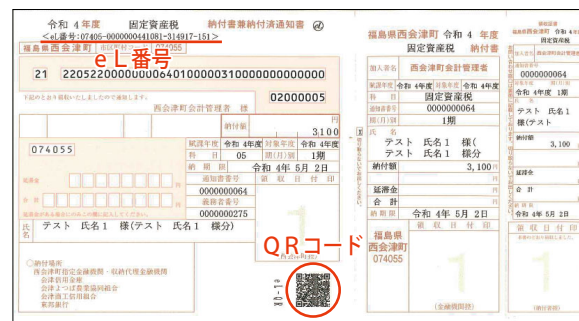


◆地方税お支払いサイト

納税方法は、クレジットカードやPay-easyなどです。本サイトでは、納付書に記載されているeL番号を入力するか、QRコードを読み取ると納付することができます。詳しくはホームページを確認ください。



【令和5年4月1日以降の納付書の例】



〈問い合わせ先〉 町民税務課 税務係 ☎45-2212

国民年金の加入について

厚生年金加入者以外で20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。次に該当する人は忘れずに町役場で手続きを行ってください。

◆手続きが必要な人

○20歳になった人（誕生日の前日が取得日）

年金機構から納付書が送付されます。納付書が届かない場合は問い合わせください。

○会社を退職した人

会社から資格喪失日が証明できる書類（退職証明）を発行してもらってください。

○配偶者の扶養から外れた人

会社から扶養から外れた日が証明できる書類を発行してもらってください。

◆保険料

令和5年度の国民年金保険料は、月額1万6520円です。便利な口座振替やクレジット納付を利用ください。



（二社）西会津ケーブルネット ☎45-4461

〈問い合わせ先〉

みんなの掲示板・コマ・シャル（有料） 随時受付中

◆マイビデオ募集

皆さんが撮影した映像をお寄せください。

◆にしあいぶニュースワイド

平日・午後6時30分～ほか

ケーブルテレビ さゆりチャンネル 4月の放送案内

お知らせ INFORMATION

◆納付の免除・猶予

未納のまま放置すると将来、年金を受けられなくなる場合があります。納付が困難な場合は相談ください。

〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係

☎45-2215

会津若松年金事務所 ☎0242-27-5321

令和4年度除排雪費用助成が終了

令和4年度除排雪費用助成事業（給付券）は3月31日をもって終了しました。給付券は、表示してある有効期限を過ぎた除雪作業には使用できません。未使用分は各自で破棄または処分をお願いします。

なお、除雪作業の支払いを給付券で受けた登録事業者の皆さんは、町への請求漏れのないよう注意し、4月中に請求してください。

〈問い合わせ先〉

福祉介護課 福祉係 ☎45-2214

固定資産税に関するお知らせ

令和5年度より、各税目間における納期限の平準化を図るため、固定資産税について納期限などを変更します。

◆納付書の発送時期

5月中旬頃

◆第1期・全納分の納期限

5月31日（水）

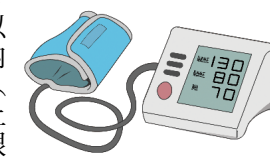
〈問い合わせ先〉

町民税務課 税務係 ☎45-2212

軽自動車の車検に納税証明書が不要になりました

これまでは軽自動車の車検を受ける際に、軽自動車税の納税証明書または領収書の提示が必要でしたが、令和5年1月から軽JNKS（軽自動車納付確認システム）が導入されたことで、納税証明書または領収書の提示が原則不要となりました。

家庭血圧計の購入費補助を実施しています



町では、脳血管疾患などの予防対策の一環として、家庭での血圧測定を広く普及するため「自動電子血圧計購入費補助事業」を実施しています。補助金額は、1台あたり購入金額の3分の2以内（上限5000円）で、初めて購入する人だけでなく、すでに自動電子血圧計を持っている人で、更新のために購入する場合も対象となります。なお、申込方法などの詳細は左記まで問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係 ☎45-4532

山菜類モニタリング検査を受付中

ただし、納税後すぐに車検を受ける場合は、軽JNKSへ納税情報が反映されていない可能性があります。従来同様に領収書を提示するか、町役場や新郷連絡所、奥川支所のいずれかで納税証明書の再発行をお願いします。

〈問い合わせ先〉

町民税務課 税務係 ☎45-2212

県内で生産または採取・出荷される野生山菜、栽培キノコなどは安全性を確認するため、モニタリング検査を実施しています。

出荷する場合は、採取が本格化する前の早い時期にモニタリング検査を実施するようにお願いします。また、検査を希望する場合は、事前に左記まで問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係 ☎45-4531

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

有料広告を募集しています

紙面に掲載する有料広告を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

- ◆大きさ 1 枠当たり縦4.0cm×横8.5cm
- ◆掲載料 1 枠当たり5,000円/月

〈問い合わせ先〉

企画情報課 広報広聴係 ☎45-4536



水道メーター検針再開のお知らせ

冬期間中止していたメーター検針を4月から再開します。毎月20日～22日に検針員が検針を行いますので、メーターボックス周辺の片付けをお願いします。

◆冬期間の水道料金

9月～11月分の使用水量の平均で納めていただいた12月～3月分の水道料金は、4月の検針結果に基づき、過不足分を精算します。

※漏水などにより水道料金が高額になった際は、一部減免できる場合があります。

◆次のような場合は届出を

- 水道・下水道の使用を開始したいとき、やめたいとき（届出は5営業日前までにお願いします）
- 長期不在になるとき
- 世帯人数に変更があるとき（転入・転出・出生・死亡など）
- 使用者（または所有者）名義の人が亡くなった、または転居したとき

有毒植物に注意しましょう

山菜取りなどで有毒な野草を誤って採取し食べたことによる食中毒が毎年発生しています。食用の野草と確実に判断できない植物は絶対に採取しないでください。

万が一、野草を食べて体調が悪くなった場合は、すぐに医師の診察を受けてください。食用と間違えやすい有毒植物の例は次のとおりです。見分け方に迷った場合は、会津保健所へ必ず相談するようにしましょう。



- ◆食用と間違えやすい有毒植物の例
- イヌサフラン
- スイセン
- トリカブト
- フクジュソウ
- ヒメザンソウ など

〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係
☎ 45-4531
会津保健所 衛生推進課
☎ 0242-29-5516

○水道・下水道使用料金を口座振替にしたい、または振替口座を変更したいとき
○水道・下水道を新たに投入したいとき

〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係
☎ 45-4534

冬期間の漏水について

今年の冬は急激に冷え込み、水道管の凍結や破損による漏水の情報が多く寄せられました。毎年、留守宅や集会所、会社などでも大きな漏水が発生しています。

宅内漏水をそのままにしておくと、4月のメーター検針再開時に思わぬ高額な水道料金が請求される場合がありますので、注意してください。



〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係
☎ 45-4534

漏水などによる水道料金の減免

水道管の凍結や老朽化などによる漏水が原因で水道使用料金が高額になった場合、町指定給水工事業業者による漏水修理を行って、減免申請をすることで、水道料金の減免措置を受けられます。

◆減免の対象となるもの

- 地下漏水など（給水管破裂、接合不良、メーター接合不良、壁の中などの容易に見えない給水管破裂など）
- 不凍水抜栓の不良による漏水（接合不良、パッキン不良など）
- 特殊器具および高架タンクの給水設備の器具不良による漏水
- 凍結に伴う給水管破裂による漏水（積雪のため漏水箇所が容易に見えない場合に限り）
- 不凍水抜栓の操作不良による漏水（半開閉など）

有料道路での障がい者割引制度の見直し

有料道路における障がい者割引は、日常生活で有料道路を利用する障がい者の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者で実施しています。

◆1人1台の要件の緩和

3月27日より、自家用車を持つていない障がい者が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障がい者がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも新たに割引の適用となります。

なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に割引申請手続きが必要です。

◆オンライン申請の導入

自家用車を事前登録した上でETC利用申請者を対象に、窓口に向くことなく申請ができるようになります。詳しくは、オンライン申請受付サイトをご確認ください。

温暖化防止の取り組みを推進しています

地球温暖化を防止するためには、個人や事業所といったそれぞれの活動主体ごとに、温室効果ガス排出削減の取り組みを進めていくことが必要です。無理をせずに行える範囲で私たちができることを取り組んでみませんか。

◆取り組み例

- 家電製品は省エネモードで使用
- 必要な物が必要な分だけ購入
- 照明やテレビはスイッチをこまめにオン・オフする

〈問い合わせ先〉

町民生活課
☎ 45-2215



新入学（園）児童園児の交通事故防止運動



4月6日（木）～12日（水）の7日間

- ◆運動スローガン
「あぶないよ いそぐきもちに しんこきゅう」
- ◆年間スローガン
「わたります 止まるやさしさ ありがとう」
- ◆運動の重点
- ①新入学（園）児童・園児の交通事故防止
- ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- ③道路横断中の交通事故防止
⇒横断歩道は「歩行者優先」です。

冬眠明けのクマに注意!!

冬眠明けのクマは、エサを求めて活発に活動します。早朝・夕方の農作業や散歩、山菜採りなどで野山に入るときは、クマ鈴やラジオなど音の出るものを身に付け、クマと遭遇しないよう十分に注意しましょう。

また、本年度はクマの出没が多くなると予測されています。クマなどの鳥獣の誘因となる未利用果樹木の枝払いや伐採、生ごみや収穫しない農作物の適切な処分など、鳥獣を寄せにくい環境づくりを心掛けましょう。



〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係 ☎ 45-4531



▲町ホームページ・事業者一覧表

〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係
☎ 45-4534

◆町指定給水工事業業者

事業者一覧については、町ホームページを確認するか、町建設水道課まで問い合わせください。

◆減免の申請方法
減免申請書などは、町指定給水工事業業者を通じて作成しますので、施工業者に相談してください。

◆減免となる料金
メーター検針で分かった水量から、前年同時期の使用水量または前3カ月平均使用水量のいずれか少ない方を差し引いた水量の2分の1を免除します。免除する期間は最高4カ月までです。

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。